

## 子育て・介護の一部の手続きがマイナポータルからオンラインで行えます

2月28日☉から、子育て・介護に関する28の手続きが、マイナンバーカードを使ってオンラインで行えます。時間や場所を気にせず、行えますので、ぜひご利用ください。



マイナポータル  
利用方法



マイナポータル  
公式

分類	手続き名称	問合せ	
子育て	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	こども課 家庭福祉・給付係 (☎025-520-5726)	
	児童手当等の額の改定の請求及び届出		
	氏名変更/住所変更等の届出		
	受給事由消滅の届出		
	未支払の児童手当等の請求		
	児童手当等に係る寄附の申出		
	児童手当等に係る寄附変更等の申出		
	児童手当等の現況届		
	児童扶養手当の現況届の事前送信		
	児童手当に係る保育料等の徴収の申出		保育課 保育係 (☎025-520-5720)
	児童手当に係る保育料等の徴収 変更・撤回の申出		
	教育・保育給付認定の申請		
	教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込		
	保育施設等の利用に係る現況届		学校教育課 学事・庶務係 (☎025-545-9244)
児童手当に係る学校給食費等の徴収の申出			
児童手当に係る学校給食費等徴収変更・撤回の申出	健康づくり推進課 健診・相談係 (☎025-520-5843)		
妊娠の届出			
介護	要介護・要支援認定の申請	高齢者支援課 認定係 (☎025-520-5705)	
	要介護・要支援更新認定の申請		
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請		
	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	高齢者支援課 賦課給付係 (☎025-520-5706)	
	介護保険負担割合証の再交付申請		
	介護保険被保険者証の再交付申請		
	高額介護（予防）サービス費の支給申請		
	介護保険負担限度額認定申請		
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請		
	居宅介護（介護予防）住宅改修費の実績報告（住宅改修後）		
住所移転後の要介護・要支援認定申請			

## 令和5年度タクシー利用券・自動車燃料購入券・自動車燃料費助成

☉身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている人  
※所得制限があるため、申請受付時に令和3年中の所得を確認します。

### ●助成内容

下記①～③のうち、いずれか1つを申請できます。

	種類	年間助成額	申請に必要なもの
①	タクシー利用券	24,000円（1枚500円×48枚）	申請書、障害者手帳、マイナンバー（個人番号）が分かるもの
②	自動車燃料購入券	19,000円（1枚500円×38枚）	申請書、障害者手帳、運転免許証、車検証、マイナンバー（個人番号）が分かるもの
③	自動車燃料費助成	19,000円（申請日以降の領収書を添付した請求書を提出）	

※手帳所持者以外の方が手続きをする場合、上記のほか、手続きをする人の本人確認ができる運転免許証または健康保険証などと、手帳所持者本人の印鑑を持参してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

※タクシー利用券などの交付を郵送で希望する場合は、郵送料（414円）分の切手を添えて申請してください。

※助成額は、市議会3月定例会の審議後に決定します。

詳しくは



受付場所	受付日	受付時間
福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）	3月28日☉～随時	午前8時30分～午後5時15分
南出張所	3月28日☉、29日☉	
北出張所	3月30日☉	

☉ 問合せ…福祉課（☎025-520-5695）、各総合事務所、福祉交流プラザ